

協同組合論(1) 繰り返される労組攻撃と業界の荒廃

4月号から6月号まで3回に分けて、協同組合と「関生型運動」について掲載します(機関紙部)。

ア.生コン業界の構造問題と労使関係

「我々生コン業界は、セメントメーカーというトラとゼネコンというライオンに囲まれた草食動物のシマウマみたいなものです。(労働組合の力も借りて)大同団結して闘うしか残された方法はない」(1994年、松本光宣大阪広域生コンクリート協同組合初代理事長)。松本理事長が指摘するシマウマ・・・経営者と協同組合、メーカー直営社と専業主業者、アウト社(協同組合未加入社もしくは員外社という)とイン社(加入社もしくは員内社という)、そして労働組合のある事業所と未組織の事業所・・・実に様々なシマウマが無秩序にひしめいていた。

この業界をガバナンスする「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

80年代前半から90年代前半の「暗黒の10年」(某生コン企業経営者の言)。それは関生にとっても第一次刑事弾圧(1982年)と共産党による組合分裂、経営側の攻勢の三重苦の「苦難に満ちたトンネルの時代」であった。一つの本のタイトルにもなった

には最近(2010年)まで協同組合法は存在していなかったが、同国の酪農協同組合は世界的にも有数の発展を遂げてきた。日本でも、初期の信用組合、製茶組合、生糸販売組合も同様であった。協同組合運動は実践が先行し、協同組合法が後から生まれた。戦後、農業協同組合法(1947年)・消費生活協同組合法(1948年)・中小企業等協同組合法(注1:中協法と略す、1949年)ができて、協同組合運動の発展を促進した。

「風は若木を鍛え、育てる」は武委員長が好んで使うフレーズだが、苦難の時代にあっても武委員長持前の樂觀性が生き生きと脈打ち、展望を切り開く。

その後、連帯・関生と協同組合はそれぞれ共同して、新たな協同組合実践の取り組みを進めてきた。そのことは、以下の生コン産労の坪田委員長の話で明らかだ。――「生コン業界の発展・安定のため政策課題を推進し、そのリーダーシップを発揮してきたのが連帯労組であり、武委員長である。労働組合が業界安定に全力で取り組み、成果が出てくると、政界や経済界が国家権力を利用して活動を妨害し、業界環境を破壊しよう」と画策、第二次刑事弾圧(筆者注記:2005年1月13日武委員長らの逮捕、1年2ヵ月におよぶ長期勾留)も正当な組合活動に対する不当な介入であり、生コン会社に対して協同組合へ加入するよう要請することは組合活動の範疇であり、怒りをもって抗議する(2005年1月23日於エルシアター「関西地区生コン支部にかけられた業種別運動つぶしを目的とした不当弾圧に対する緊急抗議決起集会」における坪田健一生コン産労委員長の主催者挨拶)。

「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

以下、「告発―逮捕劇の深層」(安田浩一著、アットワークス刊)の第6章「生コン産業界」の第6章「暗黒の10年」の半ばの89年には、関西各地の形式だけの協同組合は崩壊の兆しを見せてきた。アウトとインが拮抗し、激しい価格競争が勃発し、体力の乏しい企業が倒産の危機を迎える。競争激化や工場増設によって生コン価格の値崩れ、シェア低下、さらに経営側内部対立も加わり、もはや協同組合の存在意義を失っていた。協同組合の「協同化・協業化」の最低の機能をどこの協同組合ももたせていなかった。

この業界をガバナンスする「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

90年代初頭、関西生コン業界は業界始まって以来の危機を迎えた。生コンの価格は下落の一途をたどり、一立米当たり一万三千円程度で70〜80年代に推移していた生コン価格が実勢で七千円程度になり、売れば売れば赤字が出る「逆ザヤ」現象になり、倒産や工場閉鎖が相次ぐ。中小がひしめく生コン業界は限られたパインのなかで苛烈な競争を繰り返すことになって疲弊し、「崖っぷち」と称される凋落を経験することになる。

「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

以下、「告発―逮捕劇の深層」(安田浩一著、アットワークス刊)の第6章「生コン産業界」の第6章「暗黒の10年」の半ばの89年には、関西各地の形式だけの協同組合は崩壊の兆しを見せてきた。アウトとインが拮抗し、激しい価格競争が勃発し、体力の乏しい企業が倒産の危機を迎える。競争激化や工場増設によって生コン価格の値崩れ、シェア低下、さらに経営側内部対立も加わり、もはや協同組合の存在意義を失っていた。協同組合の「協同化・協業化」の最低の機能をどこの協同組合ももたせていなかった。

「最適解」が、①中小企業等協同組合法(「中協法」と略す)にもとづく協同組合の広域化と、これと並行した②産業別労働組合の組織化であった。生コン業界の労・使が紆余曲折を経てたどり着いたのがこの「解」だった。

以下、「告発―逮捕劇の深層」(安田浩一著、アットワークス刊)の第6章「生コン産業界」の第6章「暗黒の10年」の半ばの89年には、関西各地の形式だけの協同組合は崩壊の兆しを見せてきた。アウトとインが拮抗し、激しい価格競争が勃発し、体力の乏しい企業が倒産の危機を迎える。競争激化や工場増設によって生コン価格の値崩れ、シェア低下、さらに経営側内部対立も加わり、もはや協同組合の存在意義を失っていた。協同組合の「協同化・協業化」の最低の機能をどこの協同組合ももたせていなかった。

名譽教授、協同組織論の第一人者)の話は、「生コン産業界は受け身の産業界で売り込んで需要の増える産業界ではない。需要が減り、苦しくなればなるほど、協同組織というものを生かすべきである」。自社の利益追求に走り、業界共通の理念(協同主義)を持たなかったことが近代化を妨げ、働く労働者の雇用と労働条件を脅かしてきた。百瀬の講演は生支部の想いと重なった。90年代初頭、「崖っぷち」と称される業界の凋落を経験した関生支部は、以降、確信をもって協同組合の強化・拡大という政策運動を進めていく。

工.協同組合の困難性
協同組合は長い歴史のなかでいくつもの困難に遭遇しては創造的な協同組合実践で自らの能力を押し上げてきた。とはいえ、その事業と運動には克服されなければならない課題や問題が内外から矢継ぎ早に現れ、協同組合を追い詰めることもしばしばある。

一つは、2008年リーマンショックの世界同時不況のように協同組合に悪影響を及ぼすケース。
二つは、グローバルゼーションに関係するが、成長と合併による大規模化は協同組合の特質である「非営利性」と「民主的性格」を希釈化させ、事業と組織において旧弊(資本主義的私企業体質)が構造的に温存され、これが頭をもたげてくる。大阪広域協同組合は、1994年、業界が関生ほか三労組「政策協議会」に協力を求めて設立され、現在、164社・189工場の日本一の協同組合になったが、早

速に大規模化の弊害が生まれつつある。
三つ目は(これが最も重大視されるべき)、協同組合主義が一貫して追求してきた課題、つまり、商品の生産や流通領域における計画化や調整能力を失い、組合員(企業)や就業員(労働組合員)それに他のステークホルダーのニーズや要求に応える能力を次第に消失していく状況を生み出すもので、協同組合の実体を足元から失っていくケースである。これを失うとどうなるか。最も恐れる事態が生起する。

今回の、大阪広域協組一部執行部のひき起こした、常軌を逸(い)した「労組攻撃」もそれにあたる。生コン価格引き上げの成果を下請けの運送業者やバラセメント輸送協同組合つまりステークホルダーにも還元することは協同組合運動にすれば真つ当な事業である。

本事業が「すでに要求済み」であることは当事者間で争いのない事実。労使間の協議手続きや「平和条項(※注2)」が争点になっているようだが、「要求不履行」の事業所での履行を求めて行った、12月12日〜18日間のストは「加害目的の抜き打ちスト」には当たらない(外尾健一「労働争議」p56)。ストの結果、奈良・京都・滋賀・和歌山・大阪兵庫生コン経営者会との間で、大型車一日最低五万五千円の運賃引き上げで合意が成立した。

そして、合意せず、合意を快(こころよ)しとしない大阪広域協組の一部執行部が、昔の暴力団のシノギのようなレイシストの「ネット・ウヨ」どの「協同」に狂奔している。競争原理と連帯原理の違いはなにか、協同組合の基本理念を心得ぬ者が求める「正義の鉄槌(大阪広域協組HP)3月度対策本部長ご挨拶」とは一体どんなものか?

【※注2の注釈は次号掲載】



要 宏輝のコラム 「関生型運動」考察と「労働運動要論」⑤

もなった

協同組合は法がなくても作ることができる。デนมマーク

イ.初期、生コンの協同組合実践はどつどであったのか

協同組合は法がなくても作

カルテルの実施を円滑化するために、協同組合をふくむ事業団体の組織化を促し利用も

協同組合論(2) 協同組合実践と「関生型運動」

4月号から6月号まで3回に分けて、協同組合と「関生型運動」について掲載します(機関紙部)。

才、独占禁止法と協同組合

「共同して経済を営む」実践は十分か?

独占禁止法(独禁法)の歴史的意義は、19世紀の経済的自由の弊害を克服し、20世紀の経済的公正を実現するところにあった。「経済的公正」と「独占禁止」の二つ、あるいは一つを憲法で規定している国は多い。さらに三つ目の「協同組合の保護育成」を、憲法上明記されている国は51か国にのぼる。日本は三つとも憲法に書き込まれていないが、お隣の韓国は三つとも憲法に書き込まれており、実践も先行している(ソウル協同組合都市構想「津田直則「連帯と共生」新たな文明への挑戦」p.98)。

現在の大阪広域生コン協会の一部執行部の「組合攻撃」等の所業は、業界の団結組織である経営者会や協同組合を分裂させ、組織を自分からぶち壊す愚行というほかない。自分から進んでトラやライオンに餌食になるようなものだ。しかし、20世紀後半から今日に至る、新自由主義の経済政策によって経済的公正はむしろ後退・悪化させられた。いわゆる「市場の失敗」(市場の調整メカニズムが機能しないこと)が起こった結果、規制緩和の弊害による労働・雇用条件の悪化が生じている。

さらに富める者と貧しい者、都会と地方といった格差を助長し、時には対立さえ生んでいる。いわゆる「結果の平等」ではなく「機会の平等」を重視する新自由主義の経済政策がこうした状況を生み出している。規制緩和し、能力のあるものが富を蓄積すれば、自然とその恩恵が広く行き渡る」とされる、いわゆる「トリクルダウン」は実現しなかった。富の偏在があっても総体としてそれが最大化していればよいのであって、「分配」の問題はほとんど考慮されることはなかった。

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」6

要 宏輝の「コラム」

含めて新自由主義の考えは、協同組合の理念とは相いれない事態を拡大させた。力、鼎立(ていりつ)する労働組合・経営者会、協同組合の「産業民主化共闘」・関生型運動の神髄

(1)労働は商品ではない・1944年、国際労働機関(ILO)のフィラデルフィア宣言において確認された原則である。以来74余年が経過したが、最近、あらためてこの原則に注目が集まっている。それは、「労働」があたかも「商品」であるかのように、商取引の対象となり、使い捨てられ、買叩かれ、摩滅させられている現実があるからである。人が働くということ、純に労働力の供給、労働力の売買とみなさない。会社の中で、働きによって賃金に格差が生まれてくること、それが、その格差はあまり大きなものにすべきでない。連帯によって協同組合が重視する公正な給与の格差の範囲は、例えばモンドラゴン協同組合では「連帯賃金」とも呼ばれ、最低と最高の格差は最大三倍(アメリカは約500倍)。広域協組の理事長の報酬と生コン労働者の格差は何倍か?

(2)筆者は、この「労働は商品ではない」という言葉をILO Oと違った趣旨で意図的に使ってきた。「商品」でないということは、「これ以上安い値段で働かない(労働力を売らない)」という賃金カルテルを結んでも独禁法の対象にはならない(適用除外)ということである。総評全国金属の産

業別統一闘争は、「統一要求↓統一闘争↓統一妥結」の貫徹だった。これを、総評時代から今日まで継続して闘っているのが関生つまり関生型運動だ。協同組合関係の経営者会との「集団交渉」を軸に産業界統一闘争を展開している。そこで合意された賃金をはじめとする労働条件は、生コン製造・輸送・バラセメント輸送、生コン庄送の三種に適用され、日々雇用や出入り輸送業者の運賃にも伝播(でんぱ)する。これが生コンの原価構成に組み込まれ販売価格に反映される。生コンの共同価格(カルテル)は賃金カルテルを基礎にした二層構造になっている。とりわけ、「座して死を待つのか立って闘うのか」という、業界の構造問題(3900工場の3分1、1200工場の廃棄)に見舞われた2010年、7月2日からの139日間の統一ストは圧巻だった。大阪駅の北ヤードの大規模開発を完全にストップさせ、ついにゼネコンを屈服させた。需要が大きく減退する中で、生コン価格の適正化を求めた、関生型運動の金字塔のような闘いだった。

【前回からの注釈】

(注1) 中小企業等協同組合法第1条(法律的目的)この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(注2) 平和条項…争議行為の開始についての手続的順序を定めるものが多く、これを「平和条項」という。しかし争議行為は元来使用者に損害を与えることを目的とするものであるから、権利濫用の法理は妥当しない。反対に、平和条項においてストライキの開始手続きや予告日数につき著しく不当な拘束を付するものは、ストライキ弾圧の色彩がよく、当該条項は無効と判断されることとなる(宮島尚史「争議対抗手段の法理」p.74)。

(注3) 独禁法第22条(適用除外要件)…この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。①小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。②任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、各組合員が平等の議決権を有すること。④組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

(注4) 下請振興基準 第4…対価の決定の方法の改善(1)取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者及び親事業者が下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、協議して決定するものとする。(2016年12月14日改正)。

協同組合論(3) 協同組合の課題と未来

キ. 「真の協同組合」へ法的整備

日本の各種協同組合法における目的と事業について。各種協同組合はそれぞれがその根拠法(特別法)を持っていて、日本の場合、産業政策として立法化されたものである。営利法人は会社法によって、非営利法人は一般社団・財団法人によって規制されているが、協同組合に関しては個別の各種協同組合法しか存在せず、全体を規制する法律がないところに重大な問題、法人制度の重大な欠陥を抱えている。国際協同組合同盟(ICA)が定めた「協同組合のアイデンティティ定義・価値・原則」が各種協同組合法に批准されていない。協同組合に属する組合員企業を「個別経済体」とみるか、「共同経済社会」とみるか、その二面性を引きずったままである。後者の方が企業の社会性を重視し、賃金・報酬・配当・税金などの適正支払いを行う「理想形」である。

現在、①各種協同組合法の見直し、②協同労働の協同組合法の新設、③協同組合基本法(統一法または一般法)の成立といった課題が提起されている。とりわけ②「協同労働の協同組合法(労働者協同組合または生産協同組合とも呼ばれる)」は超党派の議員立法として準備され今年中に成立する可能性がある(その法制化運動の推進者であり、筆者の古友人でもある津田直則

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務:注6)。現在の大阪広域協同組合の6理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割付付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「屁(へ)」とも思わず、労働組合に支配介入(不当労働行為)し、違法・不法行為をほし

倒産整理手続きに抗し、未踏の闘争を展開していた。「会社はつぶせても組合はつぶせない」「確信が、ならば、組合が会社を自主管理する」レベルの闘いつまり労働・所有・経営参加の生産協同組合へと導いた。イタリアやフランスのように協同組合の先進国であったならば、闘いはもっと飛躍、拡大していただろう。

ク. 協同組合とアンシエーション

シオン

アンシエーションとは、共同の目的を実現するために力や財を結合する形で、「社会を生産する行為」を、またそのように生産された社会を意味する。20世紀の私利追求の書悪、公権力体制の根本欠陥に学び、「私」でもなく「公」でもなく、人々が自治的に「協」の実践を追及する道である。各種のNPO(非営利組織)・NGO(非政府組織)、生活者原理と自治を掲げる協同組合、そして地域密着型の組織としての力を持った労働組合・ユニオン、外国人を含む参加型の政治を実現しようとする自治体などが、アンシエーション・グループである。以上はアンシエーションとは何か?を分り易く(?)要約したエッセンスである(田畑稔「マルクスとアンシエーション」)。

アンシエーションの源流をさかのぼる。19世紀の、オーウェン、フーリエ、フランスの「自由派社会主義者」、ブルードン、第一インター(フランス支部)とつながる(マルクス支派ではない、分権・自治の社会主義の流れ)につながる社会主義運動で、現在のヨーロッパ社会民主主義にこの流れが引き継がれている。根本は、ゆる工場占拠を続けながら、

報委員会の広報や「広域協組に対する6項目提言」(注7)など連帯HPに搭載)。遅かれ早かれ、所管行政からの指導・制裁を招き、公共事業からの排除、社会的にも断罪されるだろう。連帯・関生は、「我々は、四人組やヤクザ・チンピラに支配される協同組合に断固反対し、正常な業界作りを目指します!」(2018.3.30連帯ブログ)と反転攻勢を強めている。

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務:注6)。現在の大阪広域協同組合の6理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割付付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「屁(へ)」とも思わず、労働組合に支配介入(不当労働行為)し、違法・不法行為をほし

ケ. 協同組合の民主的管理の原則: 理事(経営管理)人は、法令遵守の人格者!

リ人)は、法令遵守の人格者!

コ. 現代資本主義下、協同組合の歩む道: 情報は民主主義の貨幣

資本主義国の協同組合のたどる道は、独占資本との闘争と隷属の二つが存在する。漸次(ぜんじ)隷属の道をたどると懸念された代表例として日本の農業協同組合(JA)があげられていた。二つの道の一つは、協同組合における大衆の影響を強め、進歩的な指導を強め、独占に対する闘いを活発化し、社会主義をめざす階級政党の闘いを支持する道(筆者注:関生のたどったのはこれに近い道)。もう一つは、技術的方策にたよる大規模化と集中化の道(筆者注:これは大阪広域協組のたどるところとしている道)で、より有効な条件で独占と闘えるようになる積極面をもつ反面、不可避的に協同組合の一層のブルジョア化のリスクを持つ。

協同組合の先進国であったならば、闘いはもっと飛躍、拡大していただろう。

「真の協同組合」とは、参加と民主主義を重視する。協同組合が株式会社とちがうのは、第一に「人間の連合」であること。資本よりも人間を大切に考え、一人一票の民主主義を重視し、組合員の参加により民主主義を具体あるものに近づける。新「協同組合原則」(1966年)は民主的管理の内容をくどいほど、経営を管理する人(理事)は民主的に選ばれ、社会的使命感を持ち、組合員の声を聞き代表し、社会的責任を第一義的に負う人でなければならないと強調している(理事の法的義務:注6)。現在の大阪広域協同組合の6理事の常軌を逸した所業をみるにつけ、協同組合を名乗るながらも実態は「同業団体」のレベルだ。彼らは独禁法に守られながら、その内部運営では差別的な出荷割付付けを行い、果ては①骨材等の流通、②セメントの輸送、③セメントの販売の三つの「私的独占」を画策している。法令遵守を「屁(へ)」とも思わず、労働組合に支配介入(不当労働行為)し、違法・不法行為をほし

最後に、協同社会の「将来像」と道程(道のり)。前述の法制度整備と並行し、労働者(生産者)が労働組合と協同組合を連携させ、社会システムに張りめぐらされた「権力のネットワーク」をいたるところから、弱め、掘り崩し、変質させること。人間にとって、権力もその支配も要(い)らない。要るのは情報権・協議権・参加権である(代議制に立つ古い民主主義↓協同的学習に立つ新しい民主主義)。そのためにはすべての情報がすべての人に共有されなければならない(人民のための情報革命)。それによってすべての人・地域・国の多様性・公平性・自治・協同に立つ正しいグローバルゼーションが進められる。

(注5) 日本における、株式会社などの「雇用労働」から「協同労働」という労働形態に転換する労働者協同組合法の法制化運動の歴史は、津田直則「連帯と共生」新たな文明への挑戦」p277第4節「非営利セクターの仕組みづくり運動」に詳述されている。

(注6) 理事の法的義務: ①善良なる管理者の注意をもってその職務を行う(善管注意義務) / ②法令、定款・規約、総会・理事会決議等を遵守し、組合のために忠実に職務を遂行する(忠実義務) / ③理事がその地位から得た事業上の秘密を利用して、組合の犠牲において私利をはかることは避けなければならない(競業禁止義務) / ④理事と組合との取引の制限(自己取引、利益相反取引の制限)

(注7) 「6項目提言」とは、①労働組合と良好な協力関係築く。②協同組合の品位を汚さない。③理事職は公人職であり、私的利益は懐く。④生コン経営者会への全社加入。⑤労使の協力関係を内外に公表する。⑥「キサー」セメント輸送運賃引き上げなど6点にわたる課題・提言です。

これら6つの課題は、協同組合が健全に発展するため必要不可欠なものです。現在、広域協組は、大阪府下では99%という独裁体制です。したがって優越的地位の乱用をあらため、社会的義務として6項目提言を謙虚に実行するときなのです(連帯広報委員 会: <http://rentai-junion.net/page/2>参照)。



要 宏輝の「フム」 「関生型運動」考察と「労働運動要論」(7)

津田直則